

令和8年度 地域產品・観光おこし促進支援事業実施要綱

1 趣 旨

一般財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）は、多くの地方公共団体等の各地域產品や観光資源、地域イベント等をPRするためにイベントスペースを提供することで、地域に対する首都圏の住民の理解と認識を深めるとともに、地域資源に対するニーズを地方公共団体等に把握してもらい、各地域で行われている特産品開発や観光おこし等の活動の促進を支援する。

2 対象とするイベント

(1) 主催団体

イベントの主催団体は、次に掲げるいずれかに該当するものであることとする。

- ① 都道府県及び市区町村
- ② 一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体
- ③ 法人格を有する物産・観光協会
- ④ 定住自立圏など上記に掲げる団体が複数で構成する団体
- ⑤ 非営利活動・公益事業を行う団体かつセンターの会員もしくは連携協定を結んでいる団体
(法人格のない実行委員会等を含む)

(2) イベントの目的

地域產品、観光資源、地域イベント等をPRすることにより、地域に対する首都圏住民の理解と認識を深めるとともに、地域資源等に対するニーズや評価を把握し、今後の特産品開発や観光振興に反映させることを目的としていること。

(3) 利用日数

1団体につき、1日から2日間を基準とする（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）。但し、特に必要と認める場合には、利用期間を最大5日間まで延長することができる。

3 イベント会場及び利用期間

[会場] 日本橋プラザビル イベントスペース（屋外）

（東京都中央区日本橋2-3-4 日本橋プラザビル1階 南広場）

[期間] 日本橋プラザ株式会社が認める期間（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

4 申請手続き

(1) 利用希望の申込

イベントスペースの利用を希望する団体は、応募を1団体につき1回とし、日本橋イベ

ントスペース利用申込書（様式1）をセンターが定める期日までにセンターあてに提出するものとする。ただし、主催団体が2の(1)の②から④に該当する場合は、主催団体の主たる事務所（事務局のある場所等）がある都道府県または市区町村が申し込みを行うこととする。

(2) 利用決定

センターは日本橋プラザ株式会社と利用期間を調整した後、地域バランス、過去の利用状況、広域連携の状況、利用による効果等を総合的に判断しイベントスペースの利用団体を決定する。

イベントスペースの利用が決定した主催団体には、日本橋イベントスペース利用決定通知書（様式2）と併せて地域産品・観光おこし促進支援事業運営の手引きを送付する。

(3) イベント実施の申請

イベントスペースの利用の決定を受けた主催団体は、地域産品・観光おこし促進支援事業申請書（様式3）を1部及び関係官署への届出書類を1部、別途、センターが定める期日までにセンターあてに提出するものとする。

5 イベントの開催

(1) 主催団体の責任

イベントの開催及びそれに伴う手続き等については、主催団体が責任を持って行うとともに、次の事項を遵守することとする。なお、イベント当日の設営・撤去については現場監督者（センター委託業者）またはセンター職員の指示のもと、主催団体が行うものとする。

- ① センター、日本橋プラザ株式会社及び日本橋プラザビル管理事務所の指示に従うこと
- ② 日本橋プラザビル並びにその周辺の環境、景観等を害さないこと

(2) 費用の負担等

イベントの開催に伴う負担金は、下表のとおりとする。

なお、イベントに必要となる基本的な機材はセンターが提供し、テントの最大貸出数は販売用5張、試飲・試食用1張の計6張まで。

また、その他の持ち込み機材や展示物等の搬入・搬出に係る経費については、自己負担とする。

対象期間	設営方法	出展料※ (1日あたりの単価)	追加テント貸出料 (テント1張/日あたりの単価)
令和8年4月1日～令和9年3月31日	設営業者による補助	120,000円	10,000円
	出展団体による自主施行	20,000円	10,000円

※出展料には会場使用料及びテント2張りが含まれます。

(設営業者による補助)

1日実施	テント張数					
	1	2	3	4	5	6
出展料	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
追加テント貸出料	0	0	10,000	20,000	30,000	40,000
合計	120,000	120,000	130,000	140,000	150,000	160,000
2日実施	テント張数					
	1	2	3	4	5	6
出展料	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000
追加テント貸出料	0	0	20,000	40,000	60,000	80,000
合計	240,000	240,000	260,000	280,000	300,000	320,000

(出展団体による自主施行)

1日実施	テント張数					
	1	2	3	4	5	6
出展料	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
追加テント貸出料	0	0	10,000	20,000	30,000	40,000
合計	20,000	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000
2日実施	テント張数					
	1	2	3	4	5	6
出展料	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
追加テント貸出料	0	0	20,000	40,000	60,000	80,000
合計	40,000	40,000	60,000	80,000	100,000	120,000

(3) イベントの中止

利用決定後のイベントの中止は原則できないものとするが、やむを得ない事由によりイベントの実施が困難となったときは、速やかにセンターと事前協議を行うこととし、中止が承認された場合は、次に掲げるとおり手続きを行うものとする。

① イベント中止の手続き

イベントの中止が承認されたときは、遅滞なく「地域産品・観光おこし促進支援事業中止届（様式4）」を提出するものとする。中止届は、申し込みをした自治体の首長名で発出することとする。

なお、イベントの中止によって生じる損害、費用の増加、その他主催団体に生じた不利益的な事態については、センターは責任を負わない。

② イベント中止に係るキャンセル料

主催団体の都合による利用決定後のイベント中止については、キャンセル料として、

主催団体が申し込み時の利用料を全額負担することとする。

③ キャンセル料の免除

次に掲げる事項に該当する場合は、イベント中止に係るキャンセル料は免除することができる。

(ア) イベント当日に警報が発令されるなど、安全なイベント実施が行えないとセンターが判断し、中止せざるを得なくなつたとき

(イ) 主催団体が天災事変による甚大な被害を受けたとき

(ウ) その他やむを得ない事由とセンター理事長が判断したとき

④ 中止判断の基準

東京都中央区に、次のいずれかの警報等がイベント当日の午前7時に発表、及び自然災害が発生した場合、イベントを中止する。なお、午前7時以降で警報等が発表されている場合、または開始時刻までに警報等が解除された場合でも、当該イベントを中止とする。

(ア) 大雨・暴風警報のいずれか

(イ) 津波注意報・津波警報のいずれか

(ウ) 「震度4」以上の地震が観測された場合

(エ) その他、やむを得ない事情があり、センターが中止と判断した場合

6 実績報告

主催団体は、イベント終了後、2週間以内に地域産品・観光おこし促進支援事業実績報告書（様式5）をセンターに提出すること。

7 負担金の請求

センターは、主催団体から前項に定める実績報告書の提出があった後、地域産品・観光おこし促進支援事業負担金請求書により、負担金を請求する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項はセンターが別に定める。

*各種届出の様式等は「センターのHP（<http://www.jcrd.jp/>）」の「日本橋イベントスペース」のサイトを参照してください。